

平成22年4月1日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

○秋田県計量法関係手数料等徴収条例第5条の規定による知事の定める場所（167・産業政策課）…………… 1

告 示

秋田県告示第167号

秋田県計量法関係手数料等徴収条例（平成12年条例第86号）第5条の規定により、次のとおり知事の定める場所を定め、平成22年4月1日から施行する。

平成22年4月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県秋田市川尻若葉町1番5号

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目 1 番 1 号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目 5 番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目 5 番29号